

事業主の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営 や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度(※1)や、労働者の 様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇(※ 2)の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この年末年始に向けて導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧いただくか、お近くの 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にお問い合わせください。

(年次有給休暇取得促進特設サイト URL)

https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/

- (※1)年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、 労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度で す。
- (※2)年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5 日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。